

議第139号 呉市インキュベーション施設設置条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

呉市インキュベーション施設は、呉サポート・コア、呉チャレンジ・コア及び呉ジャンプ・コアで構成され、開設当初は約70パーセント程度の施設の使用（商談交流室を除く。以下「入居」といいます。）がされており、当面は同様の状況で推移していましたが、社会経済情勢の変化等により入居率が低下しています。

このため、これらの施設の利用率を向上させるため、入居要件を緩和するとともに、呉サポート・コアの商談交流室について入居者以外の使用を可能にすることとし、これに係る使用料の額を定めるなどの規定の整備を行うものです。

2 インキュベーション施設の概要

施設名	呉チャレンジ・コア※	呉サポート・コア	呉ジャンプ・コア
① 設置場所	呉市西中央1丁目3番11号 (呉駅西中央ビル2・3階)	呉市阿賀南2丁目10番1号 (広島県立総合技術研究所西部工業技術センター内)	
② 開設日	平成14年4月1日	平成13年4月1日	平成17年4月1日
③ 使用対象者等 ※主な利用イメージ	創業及び新商品開発等のために使用しようとする者、同支援者等 (起業家支援施設) ※SOHO事業者	※ものづくり事業者	新商品製造等に係る事業展開のために使用しようとする者等 (賃貸工場) ※優れた技術力を持つ企業など
④ 主要な設備等	・インターネット接続(無料) ・個別空調、機械警備(24時間入退室可能)	・1階振動低減床、動力電源(三相200V) ・2階OAフロア	・(A棟)2階建て } 2.8tクレーン トラック用大型 開戸 ・(B棟)平屋建て }
⑤ 使用料	月額10,000円～28,000円 (1㎡当たり約900円)	月額31,000円～63,000円 (1㎡当たり約800円)	月額70,000円～278,000円 (年数によって変動)
⑥ 部屋面積等	11.9～30.7㎡(16室)	39.4～79.2㎡(10室)	56.2～234.8㎡(5室)
⑦ 入居数 (H29.10) (入居率)	3室 (18.8%)	2室 (20.0%)	2室 (40.0%)
⑧ 許可期間 (最長)	原則3年以内(6年間)	原則3年以内(6年間)	原則5年以内(9年間)

※呉チャレンジ・コアは平成31年度末をもって廃止予定(平成29年8月産業建設委員会行政報告)

3 改正の内容

(1) 入居要件緩和に係る改正概要

呉サポート・コア及び呉チャレンジ・コアの入居については、これまでは「創業」と「新商品開発等」の両方の要件を満たす必要がありましたが、いずれか一つの要件を満たせば入居できることとします。

また、呉ジャンプ・コアの入居については、「新商品製造等」に係る事業展開を目的とした事業者に限定されていましたが、「創業」を目的とした事業者も入居できることとします。

(2) 呉サポート・コア商談交流室の使用に係る改正概要

呉サポート・コア施設内にある商談交流室(約50平方メートル)について、これまでは入居者のみが利用できることとしていましたが、商談会や創業又は新商品開発等のための講習会の目的であれば、入居者以外の事業者にも使用を

認めることとし、当該商談交流室の使用に係る使用料の額を定めます。

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 施設のうち呉サポート・コア及び呉チャレンジ・コアを使用できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。</p> <p>(1) <u>創業及び新商品開発等</u>のために使用しようとする者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 施設のうち呉ジャンプ・コアを使用できる者は、次に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。</p> <p>(1) _____新商品製造等に係る事業展開のために使用しようとする者</p> <p>(2) 市長が特に必要があると認めた者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 施設のうち呉サポート・コア及び呉チャレンジ・コアを使用できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。</p> <p>(1) <u>創業又は新商品開発等</u>のために使用しようとする者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>商談会又は創業若しくは新商品開発等を支援するための講習会を開催しようとする者(商談交流室を使用する場合に限る。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 施設のうち呉ジャンプ・コアを使用できる者は、次に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。</p> <p>(1) <u>創業又は新商品製造等</u>に係る事業展開のために使用しようとする者</p> <p>(2) 市長が特に必要があると認めた者</p>
<p>(届出)</p> <p>第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 許可期間の中途において<u>退去する</u>_____とき。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 許可期間の中途において<u>使用を終了する</u>とき。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(補償責任)</p> <p>第14条 施設において、停電、電磁波障害その他の事故等により使用者の機器等が損傷した場合、市長又は指定管理者は、<u>入居者</u>に対して<u>これの</u>補償は行わない。</p>	<p>(補償責任)</p> <p>第14条 施設において、停電、電磁波障害その他の事故等により使用者の機器等が損傷した場合、市長又は指定管理者は、<u>使用者</u>に対して<u>その</u>補償は行わない。</p>

現 行		改正案	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
1 呉サポート・コア		1 呉サポート・コア	
<u>インキュベーション</u>	<u>月額使用料</u>	<u>区分</u>	<u>使用料</u>
<u>ルーム</u>			
1号室	<u>63,000円</u>	1号室	<u>月額 63,000円</u>
2号室, 8号室	<u>41,000円</u>	2号室, 8号室	<u>月額 41,000円</u>
3号室	<u>40,000円</u>	3号室	<u>月額 40,000円</u>
4号室, 5号室, 9号室, 10号室	<u>42,000円</u>	4号室, 5号室, 9号室, 10号室	<u>月額 42,000円</u>
6号室	<u>31,000円</u>	6号室	<u>月額 31,000円</u>
7号室	<u>32,000円</u>	7号室	<u>月額 32,000円</u>
		商談交流室	<u>日額 1,400円</u>
2・3 (略)		2・3 (略)	